

## 仁木町定住促進住宅改修補助金交付要綱

令和5年4月1日仁木町告示第53号

### (総則)

第1条 仁木町定住促進住宅改修補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、仁木町補助規則（昭和57年仁木町規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この要綱は、本町において自らが所有又は居住する予定の住宅を改修（以下「住宅改修」という。）する者に対して予算の範囲内で補助することにより、定住化の促進を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住者 本要綱第7条に規定する計画を提出する当該年度の2年度前までに、町外から仁木町に転入した者又は住宅取得後に転入しようとする者で、転入前の1年間は本町に住民登録がない者をいう。
- (2) 子育て世帯 本要綱第7条に規定する計画の提出時点で、中学生以下の子どもを扶養し、同居している世帯をいう。
- (3) 若年世帯 本要綱第7条に規定する計画の提出時点で、申請者が50歳以下である世帯をいう。ただし、申請者が50歳を超えた場合においても配偶者が50歳以下であれば対象とする。
- (4) 住宅 自らが所有し居住の用に供する戸建て、又は併用住宅であり玄関、便所、台所、浴室及び居室を有しているものをいう。
- (5) 専用住宅 居住の用に供する目的のためだけに建てられた住宅をいう。
- (6) 併用住宅 店舗、事務所等の業務に使用する部分と居住の用に供する部分を併せ持つ住宅をいう。
- (7) 定住 仁木町の住民基本台帳に記載され、かつ、生活の本拠を町内に有することをいう。
- (8) 住宅改修 既存の住宅の機能や性能を維持し、又は向上させるため、住宅の全部又は一部を修繕、補修、補強、模様替え、取替え等を行う工事、既存の住宅に増築を行う工事及び既存の住宅の一部を改築する工事で、次に掲げるものをいう。

ア 基礎、土台、柱、梁、筋交い、内壁、天井、床等の修繕工事又は補強工事

イ 外壁の改修工事及び塗装工事

ウ 屋根の改修工事及び塗装工事

エ 屋根の雪止め設置及び修繕工事

オ 台所、浴室又は便所を改修する工事（合併処理浄化槽の設置に係る工事を除く。）

カ 間取りの変更及び開口部の新設等の工事

キ 建具の取り替え等の工事

ク 畳替え、畳表替え

ケ 断熱、気密又は遮音工事

コ 屋内給排水管の新設及び劣化改修工事

サ 電気設備工事を伴う省エネ照明機器の設置工事

シ 自然再生可能エネルギー利用機器（太陽光発電システム・太陽熱利用システム・熱交換システムなど）の設置工事

ス 住宅と連結している車庫、物置の修繕工事

セ その他住宅の機能や性能を維持・向上させるための工事

(9) 補助対象期間 令和5年4月1日から令和7年3月31日までをいう。

(補助対象者)

第4条 補助金を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 移住者、子育て世帯、若年世帯のいずれかに該当すること。
- (2) 改修した住宅に住所を有すること（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民票に記載されている者をいう。）。
- (3) 前号の住宅に引き続き5年以上定住すること。
- (4) 補助金の交付申請者及びその同一世帯に属する者全員が市町村税及び使用料等に未納がないこと。
- (5) 世帯全員のいずれもが、本事業による補助金及び国又は地方公共団体等の同種の補助金等の交付を受けていないこと。
- (6) 建物の所有権を5割以上有していること。ただし、当該割合5割の者が二人存在する場合はいずれか一方とする。
- (7) 補助金の交付申請者及び同一世帯に属する者全員に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する者が含まれていないこと。
- (8) 過去に本補助金及び仁木町定住促進新築住宅取得補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象住宅)

第5条 補助金の対象となる住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 専用住宅、併用住宅ともに建築工事後の住宅延床面積が50平方メートルを超えること。併用住宅の場合、店舗の床面積を除いた住宅部分の床面積が50平方メートルを超えること。
- (2) 建築基準法、その他建築物に関連する法令等を遵守したものであること。
- (3) 別荘等一時的に使用する住宅ではないこと。
- (4) 補助対象期間に住宅改修が完了していること。

(補助金の額)

第6条 補助金の交付額は、住宅改修に要する費用（取引に係る消費税額及び地方消費税の額を含む。）が、500万円以上のもので100万円とする。ただし、併用住宅の場合は、店舗改修を除いた工事費用が500万円以上であること。

2 前項に規定する住宅改修に要する費用には、次の各号に掲げる額は含まないものとする。

- (1) 合併処理浄化槽の設置に要する費用
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律第123号）の規定に基づく日常生活用具（住宅改修）の給付を受けた時は、その給付金の額
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく居宅介護住宅改修費

(工事等の計画)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、工事着手前に補助対象期間に行う補助対象住宅の改修計画について、仁木町定住促進住宅改修計画書（別記様式第1号。以下「計画書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 入居者全員の住民票
- (2) 改修内容がわかる書類（工事費内訳書、位置図、平面図、立面図など）
- (3) 工事請負契約書の写し

(4) その他町長が必要と認める書類

(計画確認)

第8条 町長は、計画書の提出があったときは、その内容を審査し、仁木町定住促進住宅改修計画確認通知書（別記様式第2号。以下、「確認通知書」という。）により、その適否を提出者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業が完了した日から1か月以内又は当該年度に属する3月31日のいずれか早い日までに仁木町定住促進住宅改修補助金交付申請書（別記様式第3号。以下、「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 入居者全員の住民票
- (2) 市町村税等の滞納のない証明書（申請する年の前の年の1月1日現在で仁木町に住民登録がない者に限る。）
- (3) 不動産登記法（平成16年法律第123号）第119条の規定による土地及び家屋の全部事項証明書（発行日から1か月以内のもの）
- (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項の規定による検査済証又はそれに代わる証明書（以下「検査済証等」という。）の写し（ただし、検査済証等が交付されない住宅である場合は提出不要）
- (5) 補助対象住宅の写真（改修前と改修後がわかる写真）
- (6) 誓約書（第4号様式）
- (7) 領収書等支出したことがわかる書類の写し
- (8) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第10条 町長は、前条の規定により申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、仁木町定住促進住宅改修補助金交付決定通知簿（別記様式第5号）に必要事項を記入し、申請者に仁木町定住促進住宅改修補助金交付決定通知書（別記様式第6号）により通知するものとする。

2 補助金は、前項の規定による補助金の交付決定後に交付する。

3 町長は、前条各号で規定する書類等に不備がなく受理した者から順に交付決定する。

4 町長は、前項の規定により交付決定をする場合において、交付申請書が同時に提出されたと認められるときで、かつ、予算額を超える交付申請があったときは抽選とする。

(異動の届出)

第11条 交付決定者が住宅改修し定住した日から5年未満に転出又は住宅を売買、譲渡しようとするときは、仁木町定住促進住宅改修補助金異動届出書（別記様式第7号。以下「異動届出書」という。）を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第12条 町長は、異動届出書の提出があったときはその内容を確認し、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、既に交付された補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。ただし、町長がやむを得ない事情があると認める場合はこの限りではない。

- (1) 改修が完了した日から5年未満に住宅の取壊し、第三者への貸与又は売却したとき。
- (2) 改修が完了した日から5年未満に住宅から交付決定者の世帯全員が転出又は転居したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

- (4) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
  - (5) その他返還が適当と町長が認めたとき。
- 2 前項第1号又は第2号の規定により補助金の交付決定の全額又は一部を取り消し、補助金の返還を命ずる場合における返還額は、住宅改修し定住した日から起算して次の各号に掲げる区分に応じ、決定する。
- (1) 1年未満 全額
  - (2) 1年以上2年未満 補助金に10分の8を乗じて得た額
  - (3) 2年以上3年未満 補助金に10分の6を乗じて得た額
  - (4) 3年以上4年未満 補助金に10分の4を乗じて得た額
  - (5) 4年以上5年未満 補助金に10分の2を乗じて得た額
- 3 第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、仁木町定住促進住宅改修補助金交付決定取消通知書（別記様式第8号）により通知するものとする。

（報告等）

第13条 町長は、必要があると認めるときは交付決定者から報告又は書類の提出を求めることができる。この場合において、交付決定者は、町長に対し、速やかにその求められた報告又は書類の提出を行わなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から適用する。  
（失効）
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限りでその効力を失う。ただし、第11条から第13条までの規定は、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

別記様式第1号（第7条関係）

仁木町定住促進住宅改修計画書

年 月 日

仁木町長 様

提出者 氏 名  
電話番号

仁木町定住促進住宅改修補助金交付要綱第7条に基づき、関係書類を添えて下記のとおり提出します。

記

- 1 交付申請予定補助金 仁木町定住促進住宅改修補助金
- 2 事業内容 別紙のとおり

---

同意事項

本計画書を提出するに当たり、私及び世帯に属する者全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員であるかどうかについて、仁木町が余市警察署に照会することに同意します。

住 所  
氏 名

別記様式第1号—別紙 事業内容

住宅の所在地	住所	仁木町		
住宅の所有関係	氏名			
	住所	〒		
	名義	1. 単独名義    2. 共有名義		
	共有割合			
住宅の概要	種 類	1. 専用住宅    2. 併用住宅		
	構造・階数	造		階建
	延床面積	(併用住宅の場合：内居住部分		m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> )
	改修内容			
	改修費用	円		
業者	住所	〒		
	会社名			
	代表者			
	担当者		連絡先	
工期	契約日	年	月	日
	着工予定日	年	月	日
	完了予定日	年	月	日
入居者	氏名	続柄	住所	
		世帯主		

【添付書類】

- (1) 入居者全員の住民票
- (2) 改修内容がわかる書類（工事費内訳書、位置図、平面図、立面図など）
- (3) 工事請負契約書の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

別記様式第2号（第8条関係）

仁木町定住促進住宅改修計画確認通知書

仁 企 号  
年 月 日

様

仁木町長

年 月 日付で提出のあった仁木町定住促進住宅改修計画書について、仁木町定住促進住宅改修補助金交付要綱第8条に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 計画の適否 相当 ・ 不相当
- 2 留意事項
  - (1) 当該事業が完了した日から1か月以内、又は当該年度に属する3月31日のいずれか早い日までに、仁木町定住促進住宅改修補助金交付申請書を町長に提出しなければなりません。
  - (2) 交付申請書の提出時、申請者及びその同一世帯に属する者全員が市町村税及び使用料等に未納がある場合は、補助金の交付ができません。

別記様式第3号（第9条関係）

仁木町定住促進住宅改修補助金交付申請書

年 月 日

仁木町長 様

申請者（所有者）

住 所〒

氏 名

電話番号

年 月 日付け仁企号で通知した仁木町定住促進住宅改修補助金について事業が完了したので、仁木町定住促進住宅改修補助金交付要綱第9条により、次のとおり申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金1,000,000円
- 2 住宅の所在地
- 3 事業が完了した日 年 月 日
- 4 添付書類
  - (1) 入居者全員の住民票
  - (2) 市町村税等の滞納のない証明書（申請する年の前の年の1月1日現在で仁木町に住民登録がない者に限る。）
  - (3) 不動産登記法（平成16年法律第123号）第119条の規定による土地及び家屋の全部事項証明書（発行日から1か月以内のもの）
  - (4) 建築基準法（昭和25年法第201号）第7条第5項の規定による検査済証又はそれに代わる証明書（以下「検査済証等」という。）の写し（ただし、検査済証等が交付されない住宅である場合は提出不要）
  - (5) 補助対象住宅の写真（改修前と改修後がわかる写真）
  - (6) 誓約書（第4号様式）
  - (7) その他町長が必要と認める書類



別記様式第4号（第9条関係）

誓約書

年 月 日

仁木町長 様

申請者（所有者）  
住 所 〒  
  
氏 名  
電話番号

私は、仁木町定住促進住宅改修補助金交付要綱第9条の規定により交付申請するにあたり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 私は、仁木町に定住の意志をもって住宅を改修し5年以上定住すること。
- 2 私及び世帯に属する者全員が市町村税及び使用料等に未納がないこと。
- 3 私は、仁木町定住促進住宅改修補助金交付要綱第12条第1項各号のいずれかに該当し、補助金の返還命令があったときは、これに従います。

---

同意事項

本交付申請に当たり、私及び世帯に属する者全員の町税及び使用料等の納付状況を仁木町が調査することに同意します。

住 所  
氏 名



別記様式第6号（第10条関係）

仁木町定住促進住宅改修補助金交付決定通知書

仁 企 号  
年 月 日

様

仁木町長

年 月 日付けで申請のあった仁木町定住促進住宅改修補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので、仁木町定住促進住宅改修補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

- 1 補助金等の交付決定額 金1,000,000円
- 2 指令番号 年度第 号
- 3 留意事項
  - (1) 補助金は、本交付決定後に申請者に対して交付します。
  - (2) 仁木町定住促進住宅改修補助金交付要綱第12条のいずれかに該当するときは、交付の決定を取り消し、補助金の全部又は一部を返還させることがあります。
  - (3) その他、仁木町定住促進住宅改修補助金交付要綱によります。

別記様式第7号（第11条関係）

仁木町定住促進住宅改修補助金異動届出書

年 月 日

仁木町長 様

申請者（所有者）

住 所〒

氏 名

電話番号

年 月 日付けで交付決定を受けた住宅について、仁木町定住促進住宅改修補助金交付要綱第11条により、下記のとおり変更したので届け出ます。

記

1 異動内容

2 異動事由

3 異動予定日

※異動事由を証明できる書類を添付してください。

別記様式第8号（第12条関係）

仁木町定住促進住宅改修補助金交付決定取消通知書

仁 企 号  
年 月 日

様

仁木町長

年 月 日付け仁企号で通知した補助金の交付の決定を取り消し、当該取り消しに係る部分に関し交付した補助金の返還を命じます。

記

1 返還額 金 円

2 返還理由

3 返還期限 年 月 日

4 返還すべき補助金は、別に町長が発行する返納通知書により納付すること。